

# ローマ帝政前期小アジアにおける文化資本

——経済的持続性を中心に——

増 永 理 考

**【要約】**ローマ帝政前期の属州都市において、公共建築物の造営などの公的事业は、しばしば富裕な都市有力者の私費によって賄われたが、本稿が対象とする小アジアのギリシア都市はその慣行が顕著にみられる一方で、紀元二世紀を通して、主たる事業が建築物の建設から祝祭の開催に移行したことが知られる。先行研究は、かかる現象に対して、都市有力者の視点を重視してきたが、本稿では、公共建築物と祝祭を都市に対して文化的のみならず、経済的な価値を供給する文化資本とみることで、受益者たる都市社会にとっての両者の意義に迫る。都市にとって、両者は二項対立的なものではなく、商人の場所代として公的収入をもたらす建築物、および市場を目的とする商人を引きつける祝祭が組み合わされて初めて、都市の経済的活況という持続的価値が生じることとなった。さらに、その経済的価値は、ギリシア都市としての名誉に関わる文化的価値をも相補的に高めていたのである。

史林 一〇二巻四号 二〇一九年七月

## はじめに

「平和な時代」と形容されるローマ帝政前期の属州に点在する都市は概ね自治を享受し、依然、人々の生活の基盤であった。そのような都市社会の維持、発展に関わる公的事业、例えば、食料供給、金銭の分配、公共建築物の造営、そして祝祭の開催などは、現代とは異なり都市の公的財政が脆弱であったため、しばしば富裕な都市有力者の私費に基づく恵与

によって賄われていた。こうした状況は、いわゆるエヴェルジェティスム（恵与慣行）として、古代社会を眺める上で重要な視角となっている。<sup>①</sup>

属州の中でも、ローマ支配以前から都市社会の基盤が確立していたギリシア世界、特に小アジア（現在のトルコ）のギリシア都市は右記の恵与慣行が顕著にみられる地域の一つであった。<sup>②</sup>近年、紀元二世紀をピークとして増大し、三世紀まで存続したこの恵与行為の意義を検討したA・ツァウダーフクによれば、社会的流動性の高さに起因して、都市内部の階層化、寡頭化が進行する中、有力者の恵与行為は彼らの地位の正当化、固定化に寄与していたという。<sup>③</sup>このように従来の研究では、資金を抛出する有力者にとっての恵与の意義に専ら焦点が当てられ、恵与行為は有力者自身の名誉、ひいてはそれに基づく都市の寡頭の支配に資する、いわば政治的なツールとしての評価を与えられてきた。

しかしながら、ツァウダーフク自身も指摘するように、有力者による恵与における経済的重要性は従来想定されてきたほど大きくはなく、公的財政によってある程度賄われていたこと、また、恵与に際して民会といった都市の公的組織との交渉が必要であったことを踏まえるならば、<sup>④</sup>恵与においてその受け手である都市共同体は、有力者に対して決して決して受動的ではなく、ある程度主体性をもって向きあっていたことが想定される。ツァウダーフクを含む先行研究では、かかる点について十分に説明されているとは言いがたい。<sup>⑤</sup>近年、O・M・ファン・ナイフが「エヴェルジェティスムの神話 myth of euergetism」を指摘するように、<sup>⑥</sup>恵与に関連する碑文には、有力者の恩恵がいかに重要かを強調するレトリックが用いられて、不都合な現実が覆い隠されていた可能性がある。この指摘を念頭に置けば、有力者という単一の視点で描かれる小アジア都市社会像を相対化するためにも、都市共同体を基軸とする視点を導入することはきわめて重要であると言えよう。

小アジアのギリシア都市で増大した恵与であるが、中でも、二世紀を通して恵与全体のうち多数を占めるものが公共建築物から祝祭へと緩やかに変化していることが確認される。<sup>⑥</sup>この変化は、都市にとっての恵与の意義を説明するにあたって見逃すことができないものである、と筆者は考える。というのも、公共建築物と祝祭は、金銭の分配や食料の供給など

とは異なり、都市にとつてのある種の「文化資本」とみなすことができるからである。

ここで言う「文化資本」とは、P・ブルデューが唱えたそれではなく、文化を経済学的に分析する、いわゆる文化経済学にて用いられる考え方である。すなわち、ブルデューが考える文化資本は、身体化された個人的気質として想定されるのに対して、文化経済学では、文化資本を「経済的価値に加え、文化的価値を具体化し、蓄積し、供給する資産」として定義する。<sup>⑦</sup>これは現代の学問分野における分析概念であり、確かに古代にはかかる概念そのものやそれを指す言葉は存在しなかったものの、少なくともローマ帝国統治下の小アジアにおいて、建築物と祝祭は恵与の中で最も高額であったこと、そしてとりわけ両恵与は都市の名譽を体现するものとして考えられたことを考慮するならば、これらは人々によって管理され続ける限り、都市社会に経済的、および文化的利益をもたらした、他の恵与とは一線を画する文化資本として想定することが可能ではなからうか。

前述のツァウダーフクは、恵与の内容の差異に留意しつつも、盛期帝国下の小アジアを恵与が増大した時代として一括りにし、恵与を施す有力者にとつての意義を解明した。本稿では、ツァウダーフクのように何かを共同体に「与える」行為、およびその主体に主眼を置く先行研究に対して、都市に経済的、文化的価値をもたらす「文化資本」という視点を設定することにより、これまでの研究から漏れ落ちてきた、受益者としての都市社会にとつての恵与の意義にアプローチすることを試みる。

かつて、帝政後期にかけて税金の補填や共同体への恵与を強いられた都市有力者層が経済的に窮乏し金銭の拠出を忌避するようになった結果、彼らの恵与に依拠していた都市は次第に衰退の一途をたどった、という像が描かれてきたが、かかる見解もまた都市社会における有力者の影響力の大きさを前提としている。<sup>⑩</sup>都市有力者の影響力を相対化する動向を受けて、改めて都市側の視点から帝政前期の小アジア都市社会を見渡すことを試みる本稿は、ローマ帝国下の都市社会の動態についても新たな視座を提供するものとならう。

※史料や欧語文献の略称は、S. Hornblower and A. Spawforth (ed.), *The Oxford Classical Dictionary* 4th ed. Oxford, 2012. 『オックスフォード・クラシック・ディクショナリー』(http://www.oxford-journals.com/)に掲載されているものに原則として従った。また、註において複数回言及される文献は、初出のものに限りその書誌情報をすべて表記するが、それ以降については【著者名(出版年)・ページ数】という形式で記す。

- ① P. Veyne, *Le pain et le cirque: sociologie historique d'un pluralisme politique*, Paris, 1976.
- ② 本稿で言う「小アジアのギリシア都市」は、基本的にアナトリア半島西半の都市を指し、都市化の進展が遅れていたガラティアやカッパドキヤなどの内陸部は除く(リムジン等)。
- ③ A. Zuiderhoek, *The Politics of Munificence in the Roman Empire: Citizens, Elites and Benefactors in Asia Minor*, Cambridge, 2009.
- ④ Zuiderhoek (2009), 37-52; Id., "Controlling Urban Public Space in Roman Asia Minor", in T. Bekker-Nielsen (ed.), *Space, Place and Identity in Northern Anatolia*, Stuttgart, 2014, 103-107.
- ⑤ O. M. van Nijf, "Inscriptions and Civic Memory in the Roman East", in A. Cooley (ed.), *The Afterlife of Inscriptions*, London, 2000, 26.

## 第一章 先行研究と問題の所在

本章では、まず小アジアにおける恵与の変遷をめぐる先行研究を概観し、従来の研究の問題点を指摘した後、本稿が取り組むべき考察課題を設定する。「はじめに」で述べたように、小アジアの恵与慣行においては公共建築物から祝祭への

⑥ S. Mitchell, "Festivals, Games, and Civic Life in Roman Asia Minor", *JRS* 80 (1990), 189f.

⑦ D・スロビー(中谷武雄(後藤和子訳))『文化経済学入門—創造性の探究から都市再生まで』日本経済新聞社、二〇〇二年、八一頁。cf. P. Bourdieu, "The Forms of Capital", in J. G. Richardson (ed.), *Handbook of Theory and Research in the Sociology of Education*, New York, 1986, 241-258.

⑧ Zuiderhoek (2009), 38f. 都市における公的な支出の中で、建築物の造営と祝祭の開催を最も高額の項目として見積もっている。ただし、当時の史料に表される数値をもとにした議論には、その正確さという点で一定の留保が必要であることは常に念頭に置くべきである。

⑨ Dio Chrys. *Or.* XL, 10.

⑩ 例として、F. F. Abbott and A. C. Johnson, *Municipal Administration in the Roman Empire*, Princeton, 1926, 197-231; 弓削達「後期ローマ帝国における都市の構造的変質」『古代史講座』一〇 世界帝国の諸問題(学生社、一九六七年)、二九一—三〇六頁; 弓削達『地中海世界とローマ帝国』岩波書店、一九七七年)、三三〇—三三四頁など。ただし近年では、新保良明「古代ローマの帝国官僚と行政—小さな政府と都市」『ネルヴァ書房』二〇一六年)のように、都市における富裕者層の経済的困窮を見直す研究もある。しかし、いずれにせよ、都市側の観点が十分に検討されているわけではない。

緩やかな変化が起こったが、この点についてはこれまでいくつかの説が提示されてきた。

管見の限り、かかる変化を最初に指摘したのは、一九九〇年代に入ってローマ帝政期小アジアに関する総括的研究を進めたS・ミッチェルであろう。彼は、二世紀末に始まるセウエルス朝ごろまでに、例外はあるものの、都市における必要な公共建築物はあらかじめ建てられてしまつて、新しいものを造営する必要がなかった、そして、セウエルス朝下で増大する財政的プレッシャーの影響で、恵与としての建築物はより安価な祝祭に取って代わられたのではないかと述べる<sup>①</sup>。加えて彼は、ササン朝やゴート人の脅威によつて、防衛設備のために既存の建築物を転用する必要があつたことも、建築物の衰退の原因として挙げている。しかしながら以上の説は、彼自身も認める通り、実証的な研究に基づくものではない。

二〇〇〇年代に入ると、Ch・コッキニアが興味深い指摘を行っている<sup>②</sup>。彼女は、それまでの建築物から祝祭(競技祭)へという単純な理解に対して、二世紀までの建築物の隆盛は単なる流行でしなく、三世紀も規模を縮小して持続していったとして反論を唱える。まず、建築物も祝祭もともに高額であつたことを指摘し、祝祭安価説を退ける。そこで彼女が目するの、これら恵与に対するローマ中央当局の態度である。というのも、このローマの態度は都市有力者の恵与の選択に少なからず影響を与えたと考えられるからである。一般に、ローマ当局は、祝祭よりも建築物の提供を奨励したと考えられてきたが、彼女によればこれは根拠を欠くという。彼女は、ローマ側には祝祭の中に、音楽、運動競技を含む「ギリシア風競技」と「剣闘士競技 *muner*」の区別があつたとし、剣闘士の対戦価格に関する元老院決議が二世紀後半に発布されていることに照らして、<sup>③</sup> 実際には建築物と剣闘士競技が恵与として競合していたと結論づけている。

当該問題について、正面からより本格的に検討しているのが、D・ウンである<sup>④</sup>。彼女の研究は、建築物の造営は、恵与者の存命中に完成されるとは限らず、また、完成したとしても、後代に修復を行う人が元々の恵与者を排して、名譽の上書をする場合があつたとの前提に立つ。その上で、主に法文史料に基づきながら、建築物は名譽の持続性のみならず、経済的持続性をも欠くとウンは指摘する。一方、彼女の分析によれば、祝祭の方が経済的にもはるかに継続的に開催されえ

たという。結果として彼女は、都市有力者の記憶の持続性という点では、建築物よりも祝祭の方に分があるということが人々の間で徐々に明らかになった結果、一〜三世紀の間、建築物から祝祭への変化がみられたと主張するのである。

本邦でも、小アジアではないが、イタリア都市における建築物という恵与の変遷に言及している研究がある。新保良明によれば、イタリア都市では、紀元一世紀に生じた建築ブームは、次の世紀には収束し、代わりに金品恵与が増大したという。<sup>⑤</sup>その理由として新保が挙げるのは、新築のための用地不足説、そして不特定多数への恵与を無意味とみなす有力者の心性変化説である。こうした要因は小アジアでも適用されるのであろうか。

以下では、右記先行研究の妥当性を検討する。まずミツチエルの祝祭安価説だが、これはコッキニアによって否定されているところであり、建築物を新築する場合は、もちろん有力者が資金をすべて出すとなれば高額になりうるが、相対的に安い装飾や修復という選択肢もあった。最近では公費と私費の組み合わせ、つまり、都市の公的財源と有力者のポケットマネーの合同出資の可能性が指摘されていることから、この祝祭安価説が有力であるとは言い難い。<sup>⑥</sup>

次に建築物飽和説について。確かに新しい建物については必要なくなっていたかもしれないが、日常的であれ、小アジアで多発した地震の際であれ、少なくとも建築物を修復する必要が絶えずあったはずである。<sup>⑦</sup>後述するように、実際、二世紀初めの都市の中には、未整備の公共建築物が放置されていた事例がいくらか確認される。また、建築物の恵与が廃れたとしても、祝祭は開催されたのであり、そうなれば、競技祭が開催される競技場や劇場の整備を要し、そしてその際、他都市から人が多数やってくることを考慮するならば、その他の都市の公共建築物の整備も必要となることが想像される。あくまで、名誉獲得を企図する有力者にとって、建築物という選択肢が飽和状態にあったに過ぎないのであり、コッキニアも指摘するように、祝祭が主たる恵与となった時期であっても、都市は絶えず建築物の整備を配慮し続ける必要があったのである。

防衛設備優先説についてであるが、もしそうであれば、祝祭どころではないので、これをもって建築物から祝祭への変

化を説明することは困難である。

続いて、コッキニアに対して。従来の単純な図式を批判している点は魅力的であるが、結局、建築物と剣闘士競技の競合については、とりわけ、一七七年に出された剣闘士の対戦価格に関する元老院決議を取りあげること、剣闘士競技に関する経済的コストの予測可能性が祝祭の開催を容易にした点が指摘されているものの、二つの恵与が同じレヴェルで比較されているわけではなく、それゆえに、建築ブームが収まった理由も明確ではない。それに加えて、都市側の背景がほとんど考慮されていないので、この点も追究する余地があるように思われる。

最新のウンの研究はどうであろうか。建築物造営における「片約 *pollicitatio*」<sup>⑧</sup>の履行義務などに関して、恵与を受容する都市側の視点が取り入れられつつも、依然、有力者にとつての恵与の意義が主たる関心となっており、都市にとつての恵与の意義が十分に検討されているわけではない。加えて、彼女が主に利用する法文史料の小アジアにおける適用可能性については慎重な説明が必要であろう。

最後に、イタリア都市における恵与の変遷をめぐる新保の主張がはたして小アジアでも妥当であるのかについて付言しておこう。まず用地不足説については、一世紀から二世紀初頭にかけて活躍した弁論家ディオ・クリュストモスが、小アジア北西部ピテュニアに位置する故郷プルサで行った建築物による都市美化計画に関する記述が興味深い。ディオンは自分が建築物を建てようとするとき、ほとんど廢墟と化していた鍛冶屋などを取り壊して、そこに新たに建てようとしたのであるが、結果的に、古き良き建物を破壊したとして非難を被った<sup>⑨</sup>。この史料は、建築物造営における用地不足を伝えると同時に、非難はされているけれども、現実的にはその打開策としてディオオンが既存の古くなった建物を取り壊して、新しい建物のための用地を確保しようとしたことを示している。こうした方法がどれほど流布し、受容されていたかはわからないが、少なくともディオンは、建築用地がないから祝祭に費用を拠出しようとは思わなかったことは確かではなからうか。確かに、新保が検討した建築用地不足説は、小アジアにおける建築ブーム衰退の要因としては妥当かもしれない

が、祝祭への移行を説明するには十分であるとは言えない。また、不特定多数への恵与を無意味とみなす有力者の心性の変化については、小アジアの場合は建築物から祝祭への変化であり、どちらも不特定多数への恵与なので、イタリアの状況をそのまま小アジアに当てはめることは難しいだろう。

以上指摘してきたように、公共建築物から祝祭へという小アジア都市における恵与慣行の変遷の問題についても、費用を抛出する有力者側の視点で語られることがほとんどであり、想定されうる都市社会にとっての意義の解明は不十分である。この問題を解決するために、本稿では、「はじめに」でも述べた通り、文化資本の概念を導入しつつ、有力者というよりは、受益者である都市社会全体の視点に立ち、改めて建築物から祝祭への変化を見直すこととする。その際、筆者が議論の糸口として注目するのは、最新のウンによる研究でも論点とされた恵与の経済的価値、あるいは経済的持続性である。

そもそも、文化経済学における文化資本の考えは、文化、および経済の両面について、一定の時期における資本量である「ストック」、およびそこから生み出される価値を指す「フロー」を区別する。そして、時間経過によるこれらの相関関係の動態を「持続可能性」として捉えることで、経済の視点を交えた文化の長期的な側面を考察するのである。<sup>⑩</sup>

建築物や祝祭の経済的な「ストック」面、すなわち両恵与の供給をめぐる経済的持続性に関しては、すでにいくつかの研究がなされてきた。それは次に述べる基金の設立をめぐる研究である。二〇世紀初頭にB・ラウムが、古代世界全般において様々な目的のために設立された基金に関する史料を集成・分類し、その後一九六〇年代には、A・マンツマンがラウムに依拠しつつ、特にギリシア世界における基金の法的特質に関わるより具体的な分析を行った。<sup>⑫</sup> 以上の基礎的な研究をもとに、近年、V・ガブリエルセンは、古代における基金の特徴を次のようにまとめている。すなわち、古代における基金は、主に(一)複数の個人による公的な寄付(二)都市有力者などの善行者による都市への恵与(三)個人による神への奉獻によって設立され、特定の目的を有するとともに、その元金は貸付金として使用された。そして、その貸付に伴



う利子収入によって、基金が維持されたのである。<sup>13)</sup>

先ほどのラウムによれば、本稿が対象とする帝政前期の小アジアは、基金創設の事例が最も多く確認されるのだが、その中にはもちろん建築物、および祝祭を目的とする基金も含まれている。例えば、祝祭の開催に関する基金については、S・アネヰリの研究があり、彼女によれば、基金創設という手段は、祝祭の持続的開催を可能にし、名誉を求める出資者と継続的に祝祭に与る共同体双方の利益となるものであったという。<sup>15)</sup>

以上の研究は、文化資本の経済的な「ストック」面を考える上では本稿にとってきわめて重要となる。しかしながら、すでに述べた通り、文化資本の持続可能性の考えに基づくならば、「ストック」のみならず、その恵与によってもたらされる「フロー」としての経済的利益にも目を向けなければならない。そして、ストックとフローを併せて考察することで初めて文化資本の持続可能性、すなわち、その価値の変遷を明らかにすることが可能となるのである。恵与がもたらす経済的利益に関しては、恵与者をはじめ、特定の階層の手の中に収まることももちろんあったかもしれないが、その利益は多かれ少なかれ、都市共同体に関わるものだったと考えられる。<sup>16)</sup> もしそうだとすれば、恵与がもたらす利益への眼差しは、受益者たる都市共同体からみた恵与の意義を解明することにつながり、有力者にとつての恵与行為そのものばかりに目を向けてきた先行研究による都市の像を見直すことに貢献するだろう。

ただし、これら恵与行為に関する碑文史料の多くには、「自らの(費用)で *ex troy idiois*」と記されるのみで、実際にその恵与にいくらつき込まれたかは判然としない。まして、その恵与からもたらされる利益が具体的な数値として我々の手許に残されることはほとんどない。したがって、現代のように実数値としての費用対効果を求めることは不可能と断言してよいだろう。

このことを念頭に置きつつ、本稿では、建築物、ならびに祝祭という文化資本について、「ストック」、および「フロー」の両面から、その経済的持続性を論じることを第一の目的とする。その上で、最終的に、経済的価値のみならず、

文化的価値を具体化する資産としての文化資本の定義に照らして、両文化資本の経済的側面と文化的側面がどのようにに相关联していたのかを明らかにし、帝政前期の小アジア都市における両文化資本の意義を総体的に跡づけたい。

本稿では以下の手順で分析を進める。次章ではまず、小アジアの公共建築物、とりわけその供給の経済的持続性をめぐる二世紀の状況を確認する。そして、同章後半では、建築物のフローン面として、二世紀までに確認される建築物がもたらす経済的利益について検討する。第三章では、今度は祝祭について、二世紀以降に確認される資金確保の形態、そして祝祭がもたらす経済的利益を考察する。以上を踏まえて、第四章にて、二世紀の間を境とする文化資本の変遷の背景、そして、都市社会における文化資本の経済的価値と文化的価値の相関関係を明らかにする。

- ① Mitchell (1990), 191.
  - ② Ch. Kokkinia, "Games vs. Buildings as Energetic Choices", in K. Coleman et J. Neils-Clément (dir.), *L'organisation des spectacles dans le monde romain*, Genève, 2012, 97-130.
  - ③ *IJS* 5163.
  - ④ D. Ng, "Commemoration and Elite Benefaction of Buildings and Spectacles in the Roman World", *JRS* 105 (2015), 101-123.
  - ⑤ 新保 (二〇一六年) '二四三—二九七頁'。
  - ⑥ L. Migeotte, "Finances et constructions publiques", in M. Wörle und P. Zanker (Hrsg.), *Stadtbild und Bürgerbild im Hellenismus*, München, 1995, 79-86.
  - ⑦ 小アジアにおける地震「およびそれに伴う建築物の倒壊や修復について」は、例えば以下を参照。Strb. XII, 818; *Laph:2007*, 9, 1.
  - ⑧ 一般的には、関係者同士の合意に基づく契約とは異なり、一方的になされる約束を意味する。(この「片約」にここでは、林信夫「都市に對する「片約 pollicitatio」の法的保護」片山輝夫他『古代ローマ法研
- 究と歴史諸科学』創文社、一九八六年、一八五—二二七頁、新保(二〇一六年) '二九一—三三八頁を参照'。
- ⑨ Dio Chrys. *Or.* XL, 8-9; XLVII, 11: 18.
  - ⑩ スロヌー (二〇〇二年) '八一—八四頁'。
  - ⑪ B. Laun, *Stiftungen in der griechischen und römischen Antike: ein Beitrag zur antiken Kulturgeschichte I-II*, Berlin, 1914.
  - ⑫ A. Mannzmann, *Griechische Stiftungsurkunden: Studie zu Inhalt und Rechtsform*, Münster, 1962.
  - ⑬ V. Gabrielsen, "The Public Bunks of Hellenistic Cities", K. Verboven, K. Vandorpe and V. Chankowski (eds.), *PISTOI DIA TEN TECHNEN: Bankers, Loans and Archives in the Ancient World. Studies in Honour of Raymond Bogaert*, Leuven, 2008, 115-130, esp. 122.
  - ⑭ Laun (1914), 8-11.
  - ⑮ S. Aneziri, "Stiftungen für sportliche und musische Agone", in K. Harter-Uhropuu und Th. Kruse (Hrsg.), *Sport und Recht in der Antike*,

Wien, 2014, 147-165.

⑩ 浦野聡「ローマ帝政期、都市の経済生活——歴史人口学などからの

一試論」『西洋史研究』新輯三二（二〇〇二年）、一九一—一九二頁。

## 第二章 文化資本としての公共建築物

### 第一節 公共建築物をめぐる二世紀の状況

筆者は、すでに旧稿にて公共建築物を通してみえる二世紀前半における都市社会の変化の一面について論じた。その際、ディオーン・クリュソストモスの弁論を検討した限り、少なくとも彼の周囲では、公共に配慮して金銭を積極的に投じる人物が減少しつつあったという状況を読み取った<sup>①</sup>。これは必ずしも、ディオンの同胞有力者の経済的困窮を意味するわけではない。というのも、十分な財産を有しているにもかかわらず、それを公共のために投じない人々の存在についてディオンは言及しているからである<sup>②</sup>。さらに、こうした状況とエフェソスやアフロディシアスで出土した碑文史料とを突き合わせることで、ディオンの弁論に看取されたような、都市を基軸とする共同体意識が地域的にも相対的に希薄化していた可能性も指摘した。

しかしながら、旧稿では二世紀前半の都市の変化における経済的な背景については論じ尽くすことができなかった。そこで本章ではまず、改めてこの点を確認することから始めたい。旧稿同様、ここでもやはり、二世紀初頭のトラヤヌス帝期に、小アジア北西部の属州ビテュニアに総督として赴任した小プリニウスの書簡が示唆に富む。

ディオーン・クリュソストモスの故郷でもある小アジア北西部のプルサ市について、小プリニウスは同市の会計監査を務めるとともに、同市が「不潔で古びた浴場を有している *balneum habent et sordidum et vetus*」ため、新しいものへの建て替えが計画されていることをトラヤヌス帝に報告している。その資金源について、小プリニウスが述べるところでは、

私人が払い渋っていた抛出金、そして、通例、オリヴ油の購入に充てるための金銭が挙げられている。

加えて、小プリニウスは次のような事態も伝える。属州ビテュニアの大都市ニコメディアでは、水道建設のために三三一万八千セステルティウスが費やされた挙句、完成をみずに放棄された。<sup>④</sup> 同市はさらに別の水道を建設しようとし、二〇万セステルティウスが支払われたが、これもまた放棄されたのである。同じくビテュニアの主要都市であるニカイアでも、劇場と体育場が財政上、および設計上の問題のゆえに完成が危ぶまれていることを小プリニウスは報告している。<sup>⑤</sup> 他方、ディオ・クリュソストモスは、建築物をもつて自らの故郷ブルサを美化しようと計画したが、結局、彼はその建築事業を都市に委ねた。<sup>⑥</sup> その際ディオンは、当初の計画とは異なる工事を行ったとして、その予算書を提出するよう、クラウディオス・エウモルポスなる人物によって、総督小プリニウスに訴えられることとなった。この場合、いかなる理由でディオンの自らの建築事業を棄却したのかは定かではないが、予算書の提出が要求されていることから、何らかの財政的な問題が絡んでいたことは確かである。さらに、やや時代は下るが、ハドリアヌス帝の同時代人であり、弁論家、および善行者として名高いヘロデス・アッティコスが、小アジア北西部のトロイアに水道を建設しようとした際、当初の予算である三〇〇万ドラクマが後には七〇〇万ドラクマに膨れ上がったことを、二世紀から三世紀にかけて活動したギリシア人著作家フィロストラトスが伝えている。<sup>⑦</sup>

かかる事例から判明するように、二世紀前半の小アジア北西部では、少なくとも公共建築物に対して、積極的に金銭を供与する人物が欠いていたのみならず、たとえ建築計画が立てられたとしても、予算の膨張などの疎略な財政管理によって建築物そのものの確保が妨げられたことが推測される。すなわち、以上のことを背景に、当該期における文化資本としての建築物は、ストックとして十分に供給されないという問題をはらんでいたと考えられる。

建築物のストックに関わる側面、中でも、建築物の維持、あるいは建築物の確保自体をめぐる問題は、ウンの検討にあるように、ローマ法関連の史料にも見出される。実際の検証に入る前に、ウンが触れなかった小アジア都市の検討にお

る法文史料の利用可能性についてまず確認しておきたい。その一つの根拠となるのは、小アジアにおいて活況であったとされる巡回裁判である<sup>⑧</sup>。巡回裁判とはその名の通り、総督がある地域内の主たる都市をめぐって、各所で属州民の紛争を解決するというものである。こうした機会に際して、小プリニウスをはじめとする総督や彼らから伺いを立てられた皇帝らは、ローマ的な法秩序の認識に照らして解決策を述べたはずである。したがって、小アジアの人々がこの巡回裁判を積極的に利用したことも考え併せると、建築物の問題に関しても、ローマ的な法規制が小アジアの事例に適用された可能性は十分あるだろう<sup>⑨</sup>。

いま一つの根拠は、アジア総督アウルス・ウイキリクス・マルティアリスによってエフェソス市宛てに発せられた、水道の不正使用に関する布告である。この布告の中では、ローマ市において『水道書』を著したフロンティヌスの著作における水道の規定とほとんど同内容のことが記されているのである<sup>⑩</sup>。この布告の年代がおよそ二世紀前半であるから、遅くともこのころには、小アジアにおいて、建築物に関するローマ的な法秩序流入の痕跡が見出されるのである。

以上を念頭に置き、実際に法文史料をみてみよう。二〜三世紀に活躍したとされる法学者カッリストラトゥスは、次のようなアントニヌス・ピウス帝の勅答を記す。すなわち、新規建設用に遺贈された金銭は、都市に建築物が十分にあり、維持費確保が容易でない限り、既存の建築物の維持費に充てるべきである、というものである<sup>⑪</sup>。三世ごろの法学者パウルスもまた同様に、新規建設のための遺贈金でない限り、その金銭は既存の建築物の維持のために用いられるべきと述べる<sup>⑫</sup>。したがって、遅くとも、二世紀半ばのアントニヌス・ピウス帝期には、右記のような建築物の維持費確保の問題が顕在化していたと言えるだろう。

さらに、法文史料は建築物の造営をめぐる別の問題も伝える。例えば、二世紀半ばの法学者ポンポニウスが記すトラヤヌス帝時代に発布された勅法によれば、公職のゆえに建築物の建設を約束した人物は、その相続人を含めて、建築物完成の義務を負うという<sup>⑬</sup>。そして、建設を約束した人物が完成前に死去した場合は、その相続人が親族ではない場合、その者

が完成させる、あるいは残された遺産の五分の一を都市に支払うこと、また、相続人が血縁者の場合、遺産の十分の一を都市に支払うことが定められている。この背景の一つには、前述のような、建築物の造営における杜撰な予算管理による建築物の放棄といった事態が想定されうる。このような建築物の「片約 pollicitatio」に関する問題は、『学説彙纂』の他の個所でもしばしば言及されている<sup>⑭</sup>。

この片約の問題を論じた林信夫は、以上のような都市の財政面の合理化を図るローマの介入の背景として、都市有力者の経済的窮乏があるとする<sup>⑮</sup>。確かに法文を作成したローマ側に立てば、有力者の経済的窮乏、および不必要な予算の膨張を抑止し、建築物の供給というストック面を安定化させることが図られた、と理解することができる。しかしながら、小プリニウスをはじめローマ当局側の介入がみられたディオンの時代において、金銭を十分に有しているにもかかわらず、建築物への投資に乗り出さなかった有力者が存在した状況を、実質的な有力者の経済的窮乏とはみなし難い。むしろ、ローマ的な法秩序によって、建築物の安定供給が図られた可能性があるにもかかわらず、二世紀の間をおよその境として、実際に恵与としての建築物が減少していくことを踏まえるならば、二世紀前半時点で、少なくとも有力者にとって文化資本としての建築物の価値が減少しつつあったと理解する方が適切ではないだろうか。

だがこれはあくまで都市有力者側の視点である。次節では、建築物がもたらすフロー、つまりその経済的利益の側面を検討することにより、都市側にとっての建築物が有する意義を考察する。

## 第二節 公共建築物がもたらす経済的利益

では、公共建築物が供給するフローとしての経済的利益とはいかなるもので、それはいかにしてもたらされたのであろうか。まず検討するのは、小アジア南西部の都市トラッレイスで出土した次の碑文史料である。

ディオゲネスの息子アルテミドロス、「・・・?・・・」ディオゲネス、アゴラノモスを務めた彼らがアゴラ近くの屋根つき遊歩路、アゴラノミオン、ドーリス式列柱廊、そこにおける倉庫、そしてこれらの上階に一〇〇の作業場を奉献した。また彼らは、これらによる収入を、二つの屋根つき遊歩路の絶え間なき経費、および命じられたことのために、アウグストゥスたち、ならびにデーモスに奉献した<sup>16</sup>。

碑文の年代については不明だが、奉献対象として「アウグストゥスたち」が指定されているので、帝政期のものであることは確かである。史料にある通り、ここでは遊歩路、アゴラノミオン、列柱廊、倉庫、作業場が奉献されたことが記してある。アゴラノミオンは、アゴラ（広場、市場）の監督を担うアゴラノモスの役所であり、遊歩路もアゴラ近くと記してあることから、奉献されたこれらはアゴラの一画に建設された一まとまりの建築物群と考えられる。ただし、作業場をはじめとしてこの建築物群が実質的にどのような機能を果たしていたかは判然としない。そして史料の後半では、「彼ら」、すなわち都市の公職者であるアゴラノモスらが、「これらによる収入を遊歩路の絶え間なき経費、そして命じられたことのために奉献した」とある。「これらによる収入」の出所を明確に捉えることは難しいが、この場合、提供された一〇〇の作業場から上がる収入が主要なものであると推測される。そして重要なことに、その収入が、奉献された遊歩路のための維持費として用いられることが示されているのである。その維持費の具体的な管理の主体や方法はわからないが、少なくともここからは、建築物そのものが一定の利益を上げるとともに、その利益が、公的なものとして建築物の維持費用に充てられていたことが読み取れよう。これによって、都市は建築物の維持費捻出のために、全面的に有力者に依拠する可能性を減じることができたと考えられる。ただし、いま一つの収入の使途目的である「命じられたこと」が意味するところは不確かである。

トラッレイスの近隣都市アフロディシヤスからも類似した例が碑文史料より確認される。以下にその碑文を引用する。

「・・・?・・・」デーモスへの気前の良さゆえ? 「・・・?・・・」あらゆることにおいて、共同体への善意を有し、名誉に値するあらゆるものを熱心に提供した。それらの報いとして、デーモスは彼に、評議会場の向かいの公共の作業場におけるポリス内の埋葬と葬儀（の権利）の付与を決議した。その決議に含まれるがごとく、彼の善意への返礼として。今、これらのことを評議会が協議しているが、アドラストスが前に進み出て、このことにおいても祖国愛を示し、ポリスの収入を減らすことを望まず、むしろポリスに役立つことを選択し、「・・・?・・・」自らの作業場に埋葬の場所を移すことを「良」とした。<sup>17)</sup>（以下略）

字体より紀元一世紀半ば過ぎのものと推測されているこの碑文は、アドラストスなる人物に対する顕彰決議に関する文言である。<sup>18)</sup> 彼は、市民団や民会を意味するデーモスに対して何らかの善行をはたらいた結果、その報いとして、デーモスにより「評議会場の向かいの作業場におけるポリス内の埋葬と葬儀を *εὐταφίην καὶ κηβείαν ἐν τῇ πόλει ἐν τοῖς ἀγρῶσιν τοῦ βουλευτηρίου δημοτίους ἐγναστῆσιον*」認められることとなった。<sup>19)</sup> ところが彼は、その埋葬によってポリスの収入が減少することを危惧して、その権利を辞退するとともに、別の場所での埋葬を希望している。前述のトラツレイスの事例同様、ここでも作業場が重要となる。J・レイノルズは彫刻家たちの作業場と示唆するが、その性質については依然不明のままである。<sup>20)</sup> しかし少なくとも、この作業場は何らかのかたちで都市の公的收入に寄与していたことを読み取ることができる。<sup>21)</sup> したがって、この事例が示すように、都市は公共建築物のフロアとして、直接的に経済的利益を獲得しえたのである。

実際、作業場以外にも、人々が集う遊歩路、柱廊などではしばしば経済活動が営まれていた。小アジア西岸の大都市エフェソスでは、列柱廊であるストアにおいて露天商がいたこと、<sup>22)</sup> そして公衆トイレ付近でも露天商、両替商、あるいは羊毛商人らが場所を構えて商売を営んでいたことが碑文史料から判明する。<sup>23)</sup> 類例については紀元前後に活躍したローマの建築家ウィトルウィウスも重要な証言を残している。彼は、ある有名な泉付近にて、そこに集う人々を目当てに雑貨店が設



けられたことを報告しているし、フォルムに付属するバシリカは、冬でも商人が集えるように、暖かい場所に設置されるべきとも述べている。<sup>26</sup> さらに重要なことに、彼はイタリア都市におけるフォルムについて論じる中で、その周囲をめぐる柱廊の一面にて両替が営まれており、それが国庫収入に貢献していたことを示唆している。<sup>26</sup>

このように都市空間において、公共建築物と商売は密接な関係を有していた。この点に関しては、小アジア南西部に位置するマイアンドロス川沿いのマグネシア市から出土している公共浴場に関する決議碑文が注目値する。<sup>27</sup> ハドリアヌス帝治下、同市の年長者集団である長老会によって、彼らが都市に供給するオリヴ油の購入をめぐる問題が決議され、その後半では、長老会に属すると思われる三つの役職が確保すべき収入源の一覧が示されている。<sup>28</sup> その収入源の中に、公共浴場で営まれる様々な商売、例えば、浴場の布貸し、宿屋、種々の販売業、そして金貸しなどの収益の一部が指定されているのである。したがって、ここからは、マグネシアの公共浴場においては多様な商売が営まれており、そこで商売を行う者は、都市の長老会が指定する一定額を使用料のようなかたちで支払い、他方、長老会はその収入から都市にオリヴ油を供給していたことが明らかとなる。要するに、都市の公共建築物は、多くの人々が集うゆえに、商人らにとっては好の商売空間であったとともに、その一画が商売のためのスペースとして商人らに貸し出され、そうした商人らによって賃料として支払われる金銭が都市の公的組織の一つと考えられる長老会の財源として確保されたのである。<sup>28</sup> 建築物から発生する経済的利益のあり方についてやや曖昧であったトラッレイスやアフロディシヤスにおける作業場の事例に対して、マグネシアの例は、建築物によってもたらされる公的性格を帯びた経済的フロアとして、そこで商売を営む者らによる賃料が重要な役割を果たしていたことが判明するのである。

以上から、少なくとも二世紀前半までは、複数の都市において、公共建築物が都市に対して一定の経済的利益をもたらしていたことが確認された。しかしながら、そのフロアの規模については、史料の都合上、留保せざるを得ない。この点を説明することは極めて困難であるが、いずれにせよ、ここではそのような金銭の流れが当該期の都市において存在しえ

たことばを強調しておきたい。

- ① 増永理考「ローマ帝政前期小アジアにおける公共建築物と都市——エフェソスにおける碑文史料とディオーン・クリュネストモスの弁論を材料に」『古代文化』七〇—(二〇一八年)、『七三—九三頁。
- ② Dio Chrys. Or. XLVII 20. cf. Plin. Ep. X. 17A: 23.
- ③ Plin. Ep. X. 23.
- ④ Plin. Ep. X. 37.
- ⑤ Plin. Ep. X. 39.
- ⑥ Plin. Ep. X. 81.
- ⑦ Philostr. V S 548.
- ⑧ エントメントの巡回裁判ごころびスタイルを参照。G. P. Burton, “Proconsuls, Assizes and the Administration of Justice under the Empire”, *JRS* 65 (1975), 92-106; Ch. Habicht, “New Evidence on the Province of Asia”, *JRS* 65 (1975), 64-91.
- ⑨ W. Kunkel, *Die römischen Juristen: Herkunft und soziale Stellung*, 2te Aufl., Köln, 2001, 359-363.
- ⑩ *I. Ephesos* 3217, a. ll. 7-13; b. ll. 1-17; 27-32. cf. Frontin. *Aq.* 115: 126-127; 129.
- ⑪ Callistratus, *Dig.* L. 10. 7 pr.
- ⑫ Paul. *Dig.* L. 8. 7. たじろは註⑩の法文の再録である。新保 (二〇一六年)『三〇一頁。
- ⑬ Pomponius *Dig.* L. 12. 14. cf. Modestinus, *Dig.* L. 12. 9.
- ⑭ Ulpian, *Dig.* L. 12. 1; Ulpian, *Dig.* L. 12. 3; Ulpian, *Dig.* 12. 6; Ulpian, *Dig.* L. 12. 8; Modestinus, *Dig.* L. 12. 11; Modestinus, *Dig.* L. 12. 12; Papirius, *Dig.* L. 12. 13; Pomponius, *Dig.* L. 12. 14. cf. Ulpian, *Dig.* L. 12. 2; Marcian, *Dig.* L. 12. 4; Paul, *Dig.* L. 12. 7, 7aとbの複製
- ⑮ *I. Ephesos* 2015, 106-108や新保 (二〇一六年)、『二九一—三三三頁を主に参照。
- ⑯ 林 (一九八六年)、『二二—二四頁。
- ⑰ *I. Tyllis* 146.
- ⑱ *Iph2007*, 11, 16, ll. 1-11.
- ⑲ 邦訳論文ごころびスタイルを参照。J. Reynolds, “Honouring Benefactors at Aphrodisias: A New Inscription”, in Ch. Roueche and R. R. R. Smith (eds.), *Aphrodisias Papers 3: The Setting and Quarries, Mythological and Other Sculptural Decoration, Architectural Development, Portico of Tiberius, and Tetrastylon*, Ann Arbor, 1996, 121-126.
- ⑳ 特権ごころびのポリス内ごころび都市の市壁内部に於ける埋葬ごころび葬儀ごころびスタイルを参照。Ch. T. Kuhn, “The Refusal of the Highest Honours by Members of the Urban Elite in Roman Asia Minor”, in A. Heller and O. M. van Nijf (eds.), *The Politics of Honour in the Greek Cities of the Roman Empire*, Leiden, 2017, 199-202.
- ㉑ Reynolds (1996), 125f.
- ㉒ Reynolds は場所が徴収されたごころび指摘する。Reynolds (1996), 125. したがってその金銭の具体的な管理主体にごころびは不明である。
- ㉓ *I. Ephesos* 445.
- ㉔ *I. Ephesos* 454.
- ㉕ *Vitr. De arch.* II. 8. 12.
- ㉖ *Vitr. De arch.* V. 1. 4.
- ㉗ *Vitr. De arch.* V. 1. 1-2.
- ㉘ G. Deschamps et G. Cousin, “Inscription de Magnésie du

Meandre”, *BCH* 12 (1888), 204–223.

② 三ツの役職  $\alpha\upsilon\tau\eta$  “*ἄντρογγός*” “*ἀντρυγαφένς*” “*ῥογγυαρτικός*” であり、Deschamps et Cousin (1888), 213 に「これは、最初のものは宗教に關係し、残りの二つは財政に関わる役職であるという。

③ T. R. S. Broughton, “Roman Asia Minor”, in T. Frank (ed.), *An Economic Survey of Ancient Rome* IV, Baltimore, 1938, 800f.; Migeotte (1995), 85.

### 第三章 文化資本としての祝祭

#### 第一節 祝祭の経費確保をめぐる

さてここからは、二世紀の間を境として、公共建築物に代わって、「競技祭の爆発」と形容されるほど流行するようになった祝祭の検討に移ろう。<sup>①</sup>

祝祭におけるストックの確保に関しては、二世紀初めに興味深い事例が見出される。それは、ハドリアヌス帝治下、一二四年から翌年にかけての、小アジア南部はオイノアンダにおけるガイオス・ユリオス・デモステネスによる音楽競技祭創設である。彼による競技祭については、その様々な規定を刻んだ碑文によって比較的詳細な情報が判明している。彼が創設した競技祭は、最終的にハドリアヌス帝の承認を経て晴れて開催されることになるのだが、その交渉には少なくとも一年を要している。このように交渉がやや難航したのは、主に開催資金が問題となったことが推測される。というのも、碑文冒頭に付されているハドリアヌス帝の短い書簡の中で、デモステネスが拠出する資金がまさに同帝によって認可されているからである。<sup>④</sup>

このデモステネスによる四年毎の音楽競技祭、デモステネイア祭において採用された開催資金を確保する方法をめぐることは、まさに競技祭の経済的な持続性が意識されている。<sup>⑤</sup> デモステネスは、「恒久的資金が残ることを望みつつ」、まず彼自身、あるいはその後継者が、毎年一〇〇〇デナリウスずつを、後に同額の収益を上げる土地が指定されるまで支払うと

する。そして、競技祭までの三年間、都市の公職である二十人委員の一人が、毎年追加で支払われる一〇〇〇デナリウスを所定の利子とともに誰かに貸しつける、あるいは自ら運用することが指示される。これに競技祭が開催される四年目の年に支払われる一〇〇〇デナリウスが加わることになる。結果的に、その利子収入と併せた資金は、競技祭が開催されるまでには、四四五〇デナリウスとなるというのである。「複利はなしで  $\chi\alpha\rho\iota\varsigma\ \delta\upsilon\tau\alpha\tau\omicron\kappa\iota\upsilon\theta\iota\omega\varsigma$ 」と規定されているので、競技祭の資金確保は次のような計算式になる。すなわち、 $(1000+Z)+(1000+2Z)+(1000+3Z)+1000=4450$ であり、それゆえ  $Z=75$ となり、年利は七・五%である。この碑文に解説を加えた M・ヴェルレは、この年利率は当時の小アジアで一般的であった九%に比べて低利であったことから、貸し付けを容易にすることが図られたと述べる。⑦ 続く箇所では、この四五〇デナリウスの使途が指示されるとともに、最初の三年の二十人委員を務めるデモステネスの甥シモニデス、ならびに彼を引き継ぐ二十人委員が、土地を正當に管理し、収入の確保に努めることが述べられる。競技祭の前年には評議員から競技祭の監督にあたるアゴノテスを選出され、その者は競技祭が終った後、私費を供与することなく、競技祭の支出・収入を計算し、二十人委員に対して説明すべきとある。これらの規定に違反する者には、多額の罰金が課せられることになっている。

このようにデモステネア祭の開催資金は、金銭の貸し付けによる利子収入に基づいており、その金銭を生む土地が維持され続ける限りは、継続的にその資金が確保されたのであった。すなわちデモステネスは、比較的少額の初期費用だけでなく、競技祭の開催を経済的に持続可能にしようとしたのである。⑧ 土地の管理の徹底やアゴノテスによる私費提供の禁止という条項からも、個人の経済的負担をできる限り回避させようという意図が垣間見える。ヴェルレによれば、実際デモステネア祭は少なくとも約一〇〇年間は継続的に開催されたという。⑨

利子収入による競技祭の開催資金確保については、小アジア南西部の都市アフロディシアスでも確認される。二世紀末のコンモドウス帝期、フラウイオス・リュシマコスによる競技祭創設をめぐって、マルコス・ウルピオス・アップレイオ

ス・エウリユクレスがその会計監査報告を行っている<sup>10</sup>。このエウリユクレスは、皇帝任命の「都市監督官 *curator reipublicae*」であり、主に都市財政の監査を担った<sup>11</sup>。彼による監査報告を刻んだ碑文の中では、増加させる必要のあった資金を確保するまで競技を開催することができなかったが、今や資金の総額が一二〇〇〇デナリウスに達し、三一八三九デナリウスの利息もこれに加わるとある。前述のデモステネイア祭の事例のように詳細な資金管理についての情報は無いが、ここでも利子収入による資金の確保が示唆されている。

このエウリユクレスは、アフロディシアスにおいてさらに、カツリクラテスの競技祭、アドラストスの競技祭、ユリアノスの競技祭、フィレモンの競技祭についても会計監査を行っている<sup>12</sup>。ここでも、「利息をもたらすことができるほどの総額に達したときに *ὄραν το κεφάλαιον συνέδη ως τοκοφορεῖν*」競技祭が開催されるとあり、十分な利子収入の確保が問題となっている。

以上のように、競技祭創設に際して、オイノアンダの事例からは、その資金をめぐってハドリアヌス帝の承認が求められたこと、そして、アフロディシアスの事例からは、都市監督官という外部による会計監査が行われたことから、かかる問題について一定のローマ当局の介入がみられることが指摘できよう。このような祝祭に対するローマ当局の介入は、他の面でも確認される。再びハドリアヌス帝治下、デモステネイア祭創設から、およそ十年後の一三〇年代初めのことである。そのとき、同帝はギリシアの音楽競技組合に三通の書簡をしたためており、その書簡を刻んだ碑文が、二〇〇三年に小アジア北西部のアレクサンドリア・トロアス市の跡で発見されている。それには、祝祭、とりわけ競技祭に関する様々な規定が記されており、近年、多くの研究者の注目を集めている。その碑文における第一書簡冒頭を以下に引用する。

余は次のことを命じる。すべての競技祭が執り行われるとともに、慣習、決議、そして命令にしたがって、ポリスは競技祭のために確保される資金を他の用途に用いてはならない。また、余は競技者に与えられる報奨、あるいは勝者に与えるところの寄贈物に

由来する金銭を建築物の整備のために投じることとも許可しない。もしポリスが、贅沢や華美のためでなく、余が飢饉の際、小麦を調達したように、緊急で何らかの収入を確保する必要がある場合、そのときは余に書簡をしたためよ。しかし、余の承認なしに、他のいかなることをためにも、競技祭のために割り当てられたこの金銭を用いることは認めない。というのも、競技祭を宣言し、競技者呼び集めておきながら、彼らが到着した後、すぐに、あるいは開始後初めの段階で、あるいはしばらく経過した時点で、その祝祭を解散することは、不正であるばかりでなく、詐欺でさえあるのだから。<sup>13</sup>

まず引用冒頭では、競技の勝者への報奨をはじめとする競技祭にとって必要な金銭を、建築物など他のことに使用してはならない、とハドリアヌス帝は命じている。他方彼は、至急金銭を調達する必要がある際は、その旨を知らせるようにも述べている。その際は、同帝が不足分の資金を拠出することがここではほめかされていよう。そして、競技祭のための金銭を転用する際は、同帝の承認が必要であると定められる。以上の規定は、資金不足などによって競技祭を中止することで、せつかく集った競技者を欺くかのような事態を回避するためであるという。

右の碑文史料からは、ローマ当局による競技祭の持続的開催への期待が読み取れる。そして、その持続性を担保するために、いかに競技祭の財政面が重要であるかが強調されているのである。ただし、その持続性の程度については、少なくとも右の史料からは、オイノアンダのデモステネイア祭のように一〇〇年も継続することが意図されていたかは判然としない。しかしながら、この時代からおよそ七〇年後のセプティミウス・セウエルス帝治世、小アジア西部中央の都市サルデイスにおける競技祭財政に関する法文史料には、利子収入との言明はないものの、その競技祭に対するある人物の遺贈金は、一回限りのものではなく、永久的な定期金として理解されるとある。<sup>14</sup>したがって、遅くとも二世紀から三世紀に移行する時点では、ローマ側も競技祭の永続的な開催を期待していたと言えるだろう。

右記のハドリアヌス帝の書簡に関して、ローマ側が考える競技祭開催の持続性の程度については留保が必要であるもの

の、いずれにせよ、競技祭の創設、開催における経済的側面の重要性が強調されたことは確かである。また、右記引用に続く箇所では、規定に反する不正を行った者については召喚し、不正の説明をさせた上で、罰則が課せられると述べられていることから、<sup>16</sup> 同問題の重要性が窺えよう。皇帝の書簡を刻んだこの碑文は、アレクサンドリア・トロアスで出土しているものの、その書簡自体は、都市とローマ当局を媒介するなど地域的に活動していた音楽競技組合に宛てられていること、そして、「すべての人に認識されるように *ὡς πάντων ἐν ἡ γυνώμη*」の書簡を碑文として建立するとともに、その内容が各祝祭時において公告されるよう指示されていることから、右の規定はある程度他地域にも敷衍されていたものと考えられる。すなわち、諸都市における書簡の公示、公告が遵守されていたとすれば、遅くともハドリアヌス帝期までに小アジアの都市は、新たな競技祭創設に伴う経済的な問題について意識せざるをえなかったのである。

以上の状況を建築物の場合と比較すると、祝祭の経費については、利子収入による経済的な持続性、すなわち祝祭の経済的ストック面の安定が意識されている事例が目立つ。<sup>17</sup> もちろん、開催費用の支払い形態について具体的に明示されない場合も少なくない以上、持続的な費用確保の方法が遍く普及したと断言することはできない。また、利子収入に基づく経費の確保はローマ時代に新規な方策というわけでもない。<sup>18</sup> むしろ、ローマ時代に特徴的なのは、祝祭が流行し始める当初より、ハドリアヌス帝に代表されるローマ当局が関与していたことであろう。ローマ当局は、皇帝自身や都市監督官を通して、小アジア都市の祝祭における財政的状况を監査した。また、ローマ当局による競技祭開催の保証の獲得という点で、都市とローマ皇帝の間に立った競技組合の活動も見逃すことはできない。<sup>19</sup> 彼らの関与を通して、オイノアンダのデモステネイア祭の事例でみたように、有力者個人が多額の私費を投入した結果陥る可能性がある財政破綻を回避しつつ、確実に祝祭を開催できる状況が、二世紀初めに模索されていたことは確かである。つまり、文化資本としての祝祭の維持に関しては、経済的な持続性が強く意識されるとともに、そうした意識を都市側とローマ側がある程度共有していたのである。

## 第二節 祝祭がもたらす経済的利益

いかに都市有力者の財政破綻を回避して、祝祭のための経費を確保できるようになったとしても、これだけでは「競技祭の爆発」と形容されるほどの祝祭ブームを説明する要因としては不十分であると思われる。どうして、ローマ当局の許可を求めてまで、公共建築物の造営ではなく、祝祭の開催が求められたのであろうか。そして、どうしてその祝祭ブームは二世紀の間を境として始まるのであろうか。筆者は以前、この問題に対して、都市間競争の観点からアプローチを試みた。<sup>20</sup> その文脈の中では、ローマ当局との良好な関係を構築することを通して、ローマの権威も他都市に対抗するために諸都市によって利用されたのであった。しかし、これでは依然時期の問題は解決されていない。というのも、都市間で競争する姿勢は二世紀以前にすでに小アジアの都市でみられるからである。<sup>21</sup> では、いったいなぜ祝祭の流行は二世紀ごろより始まるのであろうか。都市の名譽を高めることで都市間の競争に資する以外に、祝祭がもたらす利益があるのではなからうか。その重要な一つとして考えられるのが、祝祭のフロアとしての経済的な利益である。本節ではこの点を検討する。

いわゆる古典期より、ギリシア世界の祝祭時には市が立つことが一般的であった。<sup>22</sup> ローマ帝政期においてもその慣習は維持されていた。弁論家ディオーン・クリュソストモスは、四大祝祭の一つであるイストミア祭の様子を次のように描写する。

またそのときは、多くの哀れな詭弁家たちが、ポセイドン神殿の周りで互いに罵り合い、彼らの弟子と呼ばれる人々が互いに取っ組みあつたり、多くの作家が彼らのくだらない作品を読み上げたり、多くの詩人が彼らの詩を朗読し、他の者はそれに拍手を加えたり、多くの奇術師が技を見せたり、多くの占い師が運命を解したり、多くの法律家は判決をゆがめたり、そして、少なくとも商人たちが持ち合わせている品を何でも売りに出したりするのを聞くことができた。<sup>23</sup>



ストラボンも証言するように、祝祭が開催されれば、方々より様々な人が集ってくる。②④ そうして集った人々を前に、作家たちは自らの作品を披瀝し、他方で、商人たちはここぞとばかり売り代なすのである。別の個所でもディオンはこの点を強調する。②⑤ デイオン以外にも、ポリュビオス、ストラボン、パウサニアスといったギリシア人作家が、祝祭に伴う市とその活況ぶりを伝えている。②⑥

ディオンは、祝祭時の状況ではないが、祝祭同様、各地から人々が集う行事である巡回裁判について次のような重要な証言も残している。

結果的に、商品売るものは多くのもうけを得ることができはかりでなく、ポリスにおいては誰一人として働かない者はいない。牛馬、建物、女性でさえも働くのである。そしてこれは、繁栄に少なからざる貢献をなすのである。②⑦ というのも、人々が群れをなしているところではどこでも、私たちは多額の金銭を見つけるに違いないからである。②⑦

巡回裁判の開催地となった都市には、祝祭同様、各地から人々がやって来るため、これを好機と捉えて商人ばかりでなく、女性でさえ働くという。重要なことに、こうした機会は商人に利益を得させるのみならず、都市自体の繁栄に貢献するものであるとディオンは指摘するのである。これは彼による誇張の可能性もあるが、故郷のプルサ市民の前に述べた彼の別の弁論では、都市に必要なものを賄うために、例として「評議会加入料から ἀπό τῶν βουλευτῶν」と「巡回裁判のゆえに増加した収入から ἀπό τῶν προσόδων ἡξιητέων διὰ τὴν διοίκησιν」財源が提供されると述べられている。②⑧ 新保は、まさにプルサの評議会定員増加に関するディオンの記述をもとに、「評議会加入料」は日常的には規模が小さいものの、評議員の定員増加によって大きな都市の臨時収入となりえたと指摘する。②⑨ それゆえ、評議会加入料と巡回裁判時の収入が併記され、両者はともに臨時収入的な側面があること、そして、前者は都市の収入になりえたことから、巡回裁判に

よつてもたらされた収入も、一時的なものであれ、実際に都市が獲得した重要な経済的利益として考えることができる。したがって、巡回裁判と同様の都市の経済的状況を呈する祝祭時においても、都市がその繁栄に資する何らかの経済的利益を得ていたはずである。では、その利益とはいかなるものであったのか。さしあたり、碑文史料における証言を確認した後この問題を検討しよう。

前節で検討したデモステネア祭に関する碑文の中には、市場に関する規定も含まれている<sup>30</sup>。その祝祭の日程を記す中で、全二十二日間で、第六日目が市場のための日として指定されている。続く個所では、祝祭時における穀物供給や市場での取引を監督するバネギュリアルコスなる役職に関する規定が記される。このように、祝祭時の市場は、それ自体独立して祝祭の日程に組み込まれるとともに、特別の役職者による監督が必要なものとして認識されていたことが窺える。さらに同史料には、祝祭期間中に取引される品々の免税措置に関する規定もある。祝祭時における商取引の免税措置は、類例がいくらかみられ、ときに皇帝の認可に基づくものであった<sup>31</sup>。この免税措置について検討したL・デ・リフトは、祝祭時における経済的利益は主に非市民の手に渡ったとした上で、皇帝の認可に基づくという点から、免税は都市にとつての経済的利益というよりは、都市の名譽のためであったと解釈した<sup>32</sup>。また彼は、実質的に免税措置は、祝祭に集う群衆への食料供給を円滑にするものだったとも指摘している。

かかる見解は、祝祭時に都市が経済的利益を獲得していたという、ディオンの証言に基づいて導かれた像と一見矛盾するようである。ディオンは免税措置がなされていない状況を想定しており、ひとたび免税が付されると都市の経済的利益が喪失することを意味しているのであろうか。

祝祭と同時開催される市などによつて都市が獲得する経済的利益は、その際に取引される品々に課される税金にのみ基づくわけではないだろう。ここで、第二章第二節での検討結果を思い出していたきたい。すなわち、公共建築物の一部が商売のための場所として商人に貸し出され、そこで徴収された賃料が何らかの公的財源となっていた可能性があるのだ

ある。このことと、少なくともデモステネイア祭における免税範囲が期間中に取引される品物に限られていることを踏まえるならば、たとえ祝祭時に免税措置が取られたとしても、多数集ってくる商人のための場所代が何らかの公的収入になつたと考えられる。さらに、租税免除が多く商人を引きつけたというストラボンの記述を考慮するならば、商人の場所代に基づくその収入はいっそう増加したことだろう。<sup>④</sup> このように、たとえ免税によって非市民が利益を得るとはいえ、都市がある程度の経済的利益を確保するとともに、ディオンの言が免税時の状況を想定していないとしてこれを信ずれば、一時的にせよ、その利益は都市の繁栄に資するほどのものであったと考えられる。このような、建築物そのものもたらすフロアとしての経済的利益を含めた都市全体の経済的活性化が、祝祭を創設し開催する利点としてあったのである。

ただ、以上のような建築物や祝祭を通して確保される経済的利益を管理する主体については慎重に考えなければならぬ。これまでの検討から、長老会のような都市の公的組織が金銭管理を担うこともあれば、アゴラノモスやパネギュリアルコスなどの都市の公職者がその役割を果たしていたとも考えられる。また、祝祭の文脈かは定かではないが、都市の神殿も「露店からの徴収金 *το ἐκλεινὸν ἀπὸ τῶν στανίων*」を得ていた。<sup>⑤</sup> つまり、建築物、および祝祭が都市にもたらす経済的利益に関しては、都市における単一の主体のみが関与していたわけではないのである。ひとえに、公的収入の獲得による都市の経済的活況といえども、その内実として、史料的な問題はあるものの、これら都市の組織や役職間の複雑な関係を念頭に置く必要があるだろう。<sup>⑥</sup>

- ① 「競技祭の爆発」については以下を参照のこと。L. Robert, "Les concours grecs", *8<sup>e</sup> Congrès international d'épigraphie Athènes 1982* (1984), 38.
- ② SEG XXXVIII.1462. 同史料については以下を参照。M. Worrie, *Stadt und Fest im kaiserzeitlichen Kleinasien: Studien zu einer agonistischen Stiftung aus Oinoanda*, München, 1988; C. P. Jones, "A New Lycian Dossier Establishing an Artistic Contest and Festival in the Reign of Hadrian", *JRA* 3 (1990), 484-488; G. M. Rogers, "Demosthenes of Oenoanda and Model of Euergetism", *JRS* 81 (1991), 91-100.
- ③ Worrie (1988), 33.
- ④ SEG XXXVIII.1462. 1.4. ただし、デモステネスが「提出するだろ

へ *Booerl* という文言は校訂者による補記である。

⑤ 以下に述べる碑文の内容は、SEG XXXVIII.1462, II.11-37 に相当する。

⑥ *Wortle* (1988), 157.

⑦ *Wortle* (1988), 161.

⑧ Aneziri (2014), 159.

⑨ *Wortle* (1988), 71. *εὐαγγελίου*「二三三年キリストの開催が確認された年」。

⑩ *Iahh2007*, 12. 538.

⑪ 碑文語彙言ひごしは *αὐτομάτη* たり *ἀπὸ* たりと参照。G. P. Burton, "The Curator Rei Publicae: Towards a Reappraisal", *Chiron* 9 (1979), 465-487.

⑫ *Iahh2007*, 15. 330.

⑬ SEG LVI.1359, II. 8-15. 臣民祭全体をさしつち *ἀπὸ* たりと参照。G. Petzl und E. Schwertheim, *Hadrian und die dionyssischen Künstler: Drei in Alexandria Troas neugefundene Briefe des Kaiser an die Künstler-Vereinigung*, Bonn, 2006; C. P. Jones, "Three New Letters of the Emperor Hadrian", *ZPE* 161 (2007), 145-156; J. -Y. Strasser, "Qu'on fouette les concurrents...". À propos des lettres d'Hadrien retrouvées à Alexandrie de Troade", *REG* 123 (2010), 585-622.

⑭ Marcianus, *Dig.* XXXIII.1.24.

⑮ SEG LVI.1359, II.17-18.

⑯ SEG LVI.1359, II.52-56.

⑰ Laum (1914), 90-96. キリシヤ都市における回種の祝祭経費確保の手段は次のような法文史料からも知られる。Modestinus, *Dig.* L.12.10. 数は少ないものの、公共建築物に関する基金の存在が確認されなごわけてはならぬ。実際、小アジア北西部の都市キヌメ出土の紀元前後の碑

文 (*J. Kyme* 19) には *ἀγῶν*「ローマ人であるルキウス・ウマッキウス・マクセル、若者のための浴場を建設し、その維持費を自己所有の土地を提供しようとする。その他の事例にさしつち Laum (1914), 105 を参照しよう」。

⑱ L. Migeotte, "Le financement des concours dans les cités hellénistiques: essai de typologie", in B. Le Guen (dir.), *L'argent dans les concours du monde grec: actes du colloque international, Saint-Denis et Paris, 5-6 décembre 2008*, Paris, 2010, 127-143. 彼等「*αὐτομάτη*」ロニスム時代における「利子収入を含む様々な経費確保の形態をもつた」を論じている。

⑲ 競技組合言ひごしは、*αὐτομάτη* たりと参照。S. Aneziri, "World Travelers: The Associations of Dionysiac Artists", in R. Hunter and I. Rutherford (eds), *Wandering Poets in Ancient Greek Culture: Travel, Locality and Pan-Hellenism*, Cambridge, 2009, 217-236.

⑳ 普永理著「ローマ元首政期小アジアにおける紀世物と都市——トルコネニヤスの事例を中心として」『史料』九八一—(二〇一五年)「一〇四—一三六頁」。

㉑ A. Heller, «Les bétyes des Grecs»: *conflits et rivalités entre cités d'Asie et de Bithynie à l'époque romaine* (129 a. C. -235 p. C.), Bordaeux, 2006.

㉒ キリシヤ世界における祝祭言ひごしは *αὐτομάτη* と参照。L. de Ligat and P. W. de Neeve, "Ancient Periodic Markets: Festivals and Fairs", *Athenaeum* 66 (1988), 391-416; L. de Ligat, *Fairs and Markets in the Roman Empire: Economic and Social Aspects of Periodic Trade in a Pre-Industrial Society*, Amsterdam, 1993, 64-70; Ch. Chandezon, "Foiries et panegyries dans le monde grec classique et hellénistique", *REG* 113 (2000), 70-100; F. Camia, "The Financing

of Festivals in the Cities of Roman Greece', *Tyche* 26 (2011), 41f.

- ②③ Dio Chrys. *Or.* VIII, 9.  
 ②④ Strb. XII, 3, 36.  
 ②⑤ Dio Chrys. *Or.* XXXVII, 5.  
 ②⑥ Polyb. V, 8, 5; Strb. VIII, 6, 20; Paus. X, 32, 15.  
 ②⑦ Dio Chrys. *Or.* XXXV, 15-16.  
 ②⑧ Dio Chrys. *Or.* XLVIII, 11.  
 ②⑨ 新保 (二〇一六年), 一八一頁。  
 ③⑩ SEG XXXVIII, 1462, ll. 40; 59-61; 87-89.  
 ③⑪ IGR IV, 144; *I. Smyrna* 697. 皇帝による承認については *I. Ephesos* 212 からも。ただし該遺跡箇所は「免税を「認める」 τὴν ἀρέσκων [οὐ πρὸς ἀνάγκην] ἡμῶν ἐκείνῃ ἐκείνῃ ἐκείνῃ ἐκείνῃ」。

- ③⑫ Camia (2011), 43.  
 ③⑬ 帝政期のものと推定される、ギリシア本土のポイオティアにおけるある神殿の収益表を記した碑文に「D. Knoepfler: "L'intrilue oublié d'un compte des naopes béotiens", in D. Knoepfler (dir.), *Comptes et inventaires dans la cité grecque: actes du colloque international d'épigraphie tenu à Neuchâtel du 23 au 26 septembre 1986 en l'honneur de Jacques Trehoux*, Neuchâtel, 1988, 266.  
 ③⑭ 例えは、B・ティグナスが指摘するように、神殿は都市から独立した経済主体たりえたがゆえに、先の「露店からの徴収金」は厳密には都市の収入とはならなかったかもしれない。しかし、ティグナス自身も認めるように、「ローマ時代のギリシア世界における都市と神殿は緊密な互酬の関係を築いていた」とも確かである。B. Dignas, *Economy of the Sacred in Hellenistic and Roman Asia Minor*, Oxford, 2002.

## 第四章 文化資本変遷の背景と都市にとっての意義

### 第一節 二世紀における都市の状況

これまでの考察を踏まえるならば、公共建築物から祝祭へとという文化資本の変遷の背景、そしてその変遷の意義とは一体何であろうか。まず本節では、変遷の過渡期である二世紀における小アジア都市の社会的状況を確認する。その手がかりとなるのが、次に述べる小アジア南西部の都市アフロディシアスにおける事例である。

二世紀初頭から半ばにかけて、同市ではマルコス・ウルピオス・カルミニオス・クラウディアノスという善行者が活躍したことが碑文史料より知られる。彼はもともとアフロディシアスより直線距離にして約二〇 km 離れたフリュギアの古都

市アットウダの有力者であったが、後にアフロディシアスの創建者家系に属するフラウイア・アツピアなる女性と結婚し、この結婚を機にしてか、彼の活動拠点はアフロディシアスに移ることとなる。彼に対する顕彰碑文によれば、彼は、アシアの会計係、小アジア北西の都市キュジコスの監督官として地域的に活動する一方、アフロディシアスでも皇帝崇拜祭司、女神アフロディテの終身祭司に就任していることがわかる。<sup>②</sup> 加えて、同市に対して、公共建築物、金銭分配、そしてオリーブ油供給のための費用を提供し、結果的に、彼は同市にて、「善行者」「愛国者」の称号をもって称えられている。<sup>③</sup>

彼の事例は一見、一都市の枠組みを超えた有力者の華々しい活躍に映るかもしれないが、その反面、都市が直面していた別の問題を浮き彫りにしていると筆者は考える。すなわち、もともとカルミニオス・クラウディアノスを抱えていたアットウダからしてみれば、彼のアフロディシアスをはじめとする他都市での活動は、自都市の貴重な人的資源の流出を意味する。カルミニオス・クラウディオスの子世代は、アフロディシアスに加えてアットウダでの活動の痕跡を残していることから、彼の家系は完全にアットウダとの関係を放棄したというわけではないが、<sup>④</sup> 本来はアットウダに向けられるはずの善行が他都市へと渡ったという点で、カルミニオス・クラウディアノスの流出はアットウダにとって大きな損失となつたであろう。

他方、アフロディシアス自体も他都市に人材を奪われていた。時代はやや前後するが、一世紀末から二世紀初めにかけて、トラヤヌス帝が小アジア西岸のスミュルナ市に宛てた書簡からは、アフロディシアス出身のティベリオス・ユリアノス・アッタロスが、スミュルナのある神殿において何らかの公共奉仕を務めていたことがわかるのである。<sup>⑤</sup> 同書簡では、アフロディシアスが公共奉仕から免除された自由都市であるため、スミュルナの公共奉仕に服させるべきではないとトラヤヌス帝は指示している。どのような経緯でこのアッタロスがスミュルナで奉仕を務めることになったのか、彼はスミュルナの市民でもあったのか、あるいはアッタロスの流出はアフロディシアスにとってどれほどの損失であったのかといった点は不明であるが、いずれにせよ、アットウダ同様、アフロディシアスも人材の流出にさらされていたことは確かであ

ろう。

帝政前期の小アジアでは、カルミニオス・クラウディアノスのような二重市民権、あるいはそれ以上の多重市民権保持者がしばしば散見される。つまり、アットウダのように小規模な都市にとって多重市民権保持者は、潜在的に都市の人的資源減少を招く存在であり、同時にそれは、都市に向けられる経済的恩恵の喪失の可能性を意味した。対して、アフロデイシアスのような中規模、あるいはそれ以上の都市は、逆に他都市の市民を引きつけていた可能性はある。しかし実際、小アジア西岸の大都市エフェソスにおける多重市民権保持者について検討したF・キールビーレの研究に示されるように、エフェソス出身ながらも後に他都市において、およそ何らかの善行を伴う公職に就任する人物の例が少ないながらも確認される<sup>⑥</sup>。以上のような多重市民権者を同一の背景に基づく、二世紀の小アジアに特有な地域的傾向として安易に敷衍することは避けなければならないが、ここでは、少なくとも二世紀を通して都市は、自都市に貢献するはずの有力市民の他都市への流出という顕在的、あるいは潜在的な損失を被りえたことを指摘するにとどめたい。

かかる状況は、都市の主たる文化資本が公共建築物から祝祭へ移行した一つの背景として想定されるであろう。というのも、都市有力者の流出という事態への対処法の一つとして考えられるのが、都市の公的財源の確保だからである。本稿を通して検討してきたように、公共建築物はその空間の一部が商人らに貸し出されることで、場所代という公的収入をもたらず上、市場を目的とする商人を引きつける祝祭が開催されることにより、そのような収入はいっそう増大したと考えられる。だからこそ、都市の有力者層の流出ゆえに、都市全体の経済的基盤が揺らぎつつあった、もしくはその可能性が生じた二世紀の間に、より多くの経済的利益が見込まれる文化資本として、祝祭が主流を占めるようになったのではないだろうか。

しかしながら、多重市民権者登場の背景や影響は一樣ではなく、また二世紀よりも前から続く現象なので、二世紀を境とする文化資本の変遷を説明する要因としては十分ではないだろう。では、他にどのような要因が求められるであろうか。

ここで、二世紀における文化資本変遷の背景として筆者が特筆すべきと考えるのは、前章第一節でも言及した、音楽競技組合に宛てられたハドリアヌス帝による一連の書簡に窺える状況である。先述の第一書簡に続く第二書簡によれば、同帝は、競技祭の手に配に関する訴えを受けて、ギリシア世界における祝祭の日程を調整しているのである<sup>⑦</sup>。史料からは競技祭に関してどのような訴えがなされたかは明記されていないが、ハドリアヌス帝は、競技者がすべての競技祭に赴くことができるように、彼らの足取りを踏まえて、ギリシア本土、および小アジアの主要な祝祭が開催される順番を改定している。また、同書簡の末尾では、欠損が多いものの、その他の一部祝祭について、その開催時期に関する何らかの承認が付与されている。すなわち、この規定によつて、それまで祝祭の日程の不都合により一部の競技祭にしか参加することができなかった競技者は、効率よく競技祭を巡ることが可能となったのである。換言するならば、ハドリアヌス帝は競技者という人の流れを規定したのである。またそれは同時に、競技者のみならず、競技祭に集う観客、あるいは商人の流れをも規定することになったのではないだろうか。つまり、ハドリアヌス帝によるこの規定によつて、それまで以上に都市は、商人を含むより多くの人々を祝祭にて確保する機会を得たと考えられるのである。

すでに存在した祝祭には以上のような利点が生じたと思定されるが、都市がこの規定以後に祝祭を創設する際にも、ハドリアヌス帝が定めた祝祭のスケジュールは重要なガイドラインとなりえたのではないだろうか。実際、前章第一節で言及したアフロディシアスにおけるリュシマコスによる祝祭創設に関する碑文からは、その祝祭の日程が、他都市の大きな競技祭と重ならないように設定されていることがわかる<sup>⑧</sup>。ハドリアヌス帝の書簡によれば、その規定は諸都市、および何らかの集団（*Ετνοσύνταξις*）にも書き送られたとあるので、ある程度多数の人々が認識するものとなっただろう。したがって、人々を奪われる他の大きな祝祭と重複しないように、都市は新しく祝祭を創設することが可能だったはずである。以上のような状況が、まさにハドリアヌス帝治下の二世紀前半に形成されたからこそ、これ以降、都市はより安定的に経済的活況が見込めるようになった祝祭という文化資本を選択するようになったのではないだろうか。そのような価値が



祝祭という文化資本に存したがゆえに、前章で確認したように、都市は祝祭をめぐってローマ当局に許可を求め、祝祭の経済的なストック、およびフローに対する保証を得ようとしたのである。

## 第二節 帝政前期の小アジア都市における文化資本変遷の意義

では、二世紀を境とする文化資本の変遷は都市にとっていかなる意義を有していたのだろうか。本節では、いま一度、経済的価値のみならず、文化的価値を具体化するという文化資本の定義に立ち返り、本稿を通して中心的に検討してきた公共建築物、ならびに祝祭の経済的価値と、それと並存する文化的価値はどのように相関するののかという問題を考察し、都市社会に果たした両文化資本の役割を明らかにしたい。

—そもそも、パウサニアスが示唆するように<sup>⑨</sup>、公共建築物はポリスを定義づける要素の一つであり、それゆえに、壮麗な建築物を整えることは都市の名誉の向上に直結した。実際、紀元二世紀に活躍したギリシア人の弁論家アエリオス・アリストデスは、小アジア北西部のキュジコス市に対する称賛演説の中で、同市の公共建築物の美しさを筆舌に尽くしがたいものとして称えている<sup>⑩</sup>。加えて、彼の演説の主たる称賛対象である同市の神殿についても、都市の最たるランドマークであるとともに、都市民の偉大さを示すものであると描写しているのである<sup>⑪</sup>。

このような都市の神殿と密接に関連する祝祭もまた、都市の名誉に寄与した。ギリシア都市は、W・ブルケルトが指摘したように<sup>⑫</sup>、各市の守護神などと関連する祝祭を基盤とする共同体でもあり、神殿より開始される行列や劇場などで開催される競技祭を含むこの祝祭は、空間的にも都市全体を巻き込んでいた。このように、都市そのものを象徴づける行事としての祝祭は、都市民のアイデンティティを強固にするばかりではなく、その宗教的性格ゆえに、参拝者をはじめとする人々を引きつけ<sup>⑬</sup>、結果的に、都市民の自己と他者に対する認識を明確化する機能も有していた<sup>⑭</sup>。したがって、建築物同様、祝祭の整備も都市の評判を高めるための一つの要因となったのである。

神殿をはじめとする都市の公共建築物そのもの、あるいは、そのような建築物を利用して開催される祝祭は、それ自体の文化的な価値によって人々を自らの都市に誘引しえた。こうして都市に引き寄せられた人々は、本稿を通して考察してきたように、その都市に対して経済効果をもたらした。とりわけ、祝祭時における市場の開催は、参拝者や観客だけではなく、商人をも引き寄せ、公共建築物の一面などで彼らが商売を行う際は、その場所代が何らかの公的収入として徴収された。つまり、文化資本の文化的価値がその経済的価値を高めていたのである。

また、これら文化資本の文化的価値が、都市にさらなる文化資本をもたらしたことが推測される。紀元一世紀初頭、ティベリウス帝の時代、小アジアの一一の都市が、皇帝のための神殿建設をめぐって、ローマの元老院の面前で、いかに自分たちがそれにふさわしいかを相争った。その中で、小アジア西岸のペルガモン市は、アウグストゥスの神殿を有していることを、そしてスミルナ市は、ローマ市のために初めて神殿を捧げたことを根拠に加えているのである<sup>15</sup>。かかる根拠自体が決め手となったかは定かでないが、最終的にスミルナ市に神殿建設の許可が与えられることとなった。このスミルナの事例に関しては不明であるものの、しばしば皇帝の神殿を有する特権はそれに伴う祝祭を開催する権利も意味していた<sup>17</sup>。要するに、都市は新たな神殿の保有によって、自らの文化資本の経済的価値をいっそう高める機会も得ることになったのである。

人々を都市に集める大きな誘因としての祝祭は、単に都市に経済的利益をもたらすばかりではなかったであろう。すでに述べた通り、祝祭は、神殿や劇場、およびアゴラといった都市の公的空間のおよそ全体を巻き込んで行われた。したがって、公共建築物が都市のアイデンティティや名譽に直結する以上、ある都市の祝祭に集う人々は、祝祭自体のみならず、それが行われる建築物によっても自己や他者への認識を明瞭化していたと考えられる。すなわち、都市の経済的活況という価値を有する祝祭を通して、都市の名譽に関係するギリシア文化の認知という点で、祝祭自体はおろか、建築物の文化的価値も高められたのではないだろうか。



## おわりに

以上、小アジアのギリシア都市における文化資本としての公共建築物、および祝祭に関して、それらを楽しむ都市社会の視点から、とりわけ両文化資本が都市にもたらす経済的利益に着目して検討してきた。公共建築物については、二世紀前半にローマ法的な規制がみられるものの、少なくとも当該期の有力者にとって建築物を提供することの価値が低下しつつあったと考えられる。こうした状況は、ウンが述べるように、名誉の持続性の点で、有力者には建築物よりも祝祭の方が好まれるようになったという見解と整合的であり、建築物のいわば文化的価値の変化として理解されよう。しかしその一方、建築物それ自体は、商人らの場所代などにより都市に対して一定の公的収入をもたらしていた。

そうした中、建築物に代わって次第に主流となっていた祝祭については、その流行当初より、ローマ当局の存在を前提として、出資者の財政破綻を回避するかたちで開催費用を確保する試みがなされるようになった。この点についても、ウンが指摘する有力者の名誉の持続性が少なからず関係しているよう。そうして確実に開催された祝祭は、同時開催の市場、および経済的利益をもたらしうる既存の建築物と相まって、都市全体の経済的活況という利点を提供したのであった。この背景には、ハドリアヌス帝が行った祝祭の日程調整により、参加者の偏りがある程度是正され、都市はより多くの人々を自都市の祝祭にて獲得可能となったことが考えられる。

先行研究では、コッキニアの論題が象徴するように、恵与を施す有力者の立場から公共建築物と祝祭を二項対立的に捉える傾向にあった。確かに、本稿で指摘したように、有力者にとつての建築物の文化的価値が低下し、ストックとして十分に供給されなくなっていく一方、有力者が破産しないような祝祭の資金確保が模索されていた。このように資金を提供する都市有力者からすれば、建築物から祝祭へと一方向的に価値が移り変わったと理解することが可能であろう。しかし

ながら、都市社会側の観点から、文化資本がもたらすフローとしての経済的利益にも眼差しを向けるならば、建築物と祝祭という両文化資本が組み合わされることで初めて、両者の経済的価値が高まり、結果的に都市に経済的利益がもたらされることが本稿の検討によって明らかとなった。さらに、両文化資本の経済的価値が高められるのと相補的に、都市の名譽に関わるそのギリシア文化としての価値も向上したと考えられる。この意味で、主たる恵与が建築物から祝祭に変化したときにこそ、都市は自らにとって高い文化的価値、および経済的価値を有する文化資本の運用に成功したと言えないだろうか。そうだとすれば、有力者による恵与そのものにも着目して、帝政前期における都市を理解することは一面であり、その恵与されたものが都市社会に対して持続的にもたらす利益にまで目を向けることで、より奥行きのある都市の歴史像を描くことができるのである。

実際、祝祭という文化資本の選択がどれほど都市に経済的な利益をもたらしたかを具体的に測ることは、史料の問題ゆえにほぼ不可能である。まさにこの点は、現代における文化資本の考えを西洋古代史研究に適用することの大きな限界である。しかしながら、都市による文化資本の運用がある程度奏功したからこそ、三世紀にかけてもボリス的枠組みが存続しえたのではないだろうか。<sup>①</sup>もしそうだとすれば、本稿の分析の過程で明らかとなったように、それはローマの助力なしではなされえなかったのである。すなわちここからは、自らの支配領域にある都市の自立を促すローマの姿と、そのローマに大きく下支えされた小アジアのギリシア都市の姿が立ち現われてくる。筆者はこの点に、近年主張され続けているギリシア都市の「活力」の限界をみる。

三世紀末になると、ディオクレティアヌス帝の改革によって、ローマの体制そのものが大きく変化していく。他方、小アジアの都市自体も、三世紀を通して比較的安定していたとはいえ、公的恵与をはじめとする都市の発展を示す碑文史料や考古資料は確認されなくなる。<sup>②</sup>はたして、都市は帝政後期にかけていかに変容していったのであろうか。かかる問いへの解答は今後の課題とする。

- ① Zuiderhoek (2009), 17-20 ; 158f. ; van Nijf and Alston (2011), 15-17. (1988), 1509-1526, esp. 1522; Zuiderhoek (2009), 154f.
- ② G. M. Rogers, "The Crisis of the Third Century A.D.", *Bulletin* 52

(京都大学非常勤講師)

# Civic Cultural Capital in Roman Asia Minor, Focusing On Its Economic Sustainability

by

MASUNAGA Masataka

This paper examines the significance for Greek cities in Asia Minor of public buildings and festivals that flourished as public benefactions provided by civic elites.

Generally, it has been acknowledged that during the second century AD, the most popular benefaction conferred by the elites in Asia Minor gradually changed from public buildings to festivals. Previous studies have put emphasis on the meanings of the change for the elites who made the benefaction. In this article, I regard instead the public buildings and the festivals as cultural capital, and then I try to clarify how the cities as beneficiaries of the cultural capital employed it and what kind of profit they gained through its operation.

Cultural capital in this context is a notion of modern cultural economics. In the field, cultural capital is defined as, “an asset which embodies, stores or provides cultural value in addition to whatever economic value it may possess.” Though there was no identical concept in ancient times, as the words of ancient writers reveal, public buildings and the festivals were in fact of cultural and economic importance for Greek cities. And this notion enables us to argue the sustainability of cultural phenomenon not only from an economic point of view but also by examining correlations and alterations of the cultural and economic value of capital. Therefore, if we adopt the viewpoint of the operation of cultural capital by cities, it is possible to approach grasping the significance of sustainable benefactions such as buildings and the festivals for civic communities. In this paper, I discuss particularly economic aspects of cultural capital.

Firstly, I examine circumstances in the second century AD regarding the providing of public buildings and the economic benefit that the buildings brought to cities. At the beginning of the second century, as Pliny the Younger informs us, people in Bithynia abandoned construction of some new buildings before their completion principally due to fiscal problems. Several

Roman legal sources concerned with the situation in the first half of the second century also confirm that there was a move to restrict cancellation of construction that had been caused by faulty financial management. So, we can recognize that cities in the period had difficulty supplying new construction due to fiscal problems.

Public buildings would normally bring certain economic benefits to cities. For example, we can confirm from an inscription in first-century Aphrodisias that a public workshop contributed to an increase of city revenue. In addition, a second-century inscription from Magnesia am Maeander reveals that the merchants or sellers who did their business in a public bath of the city paid a part of their income as a kind of rent for doing business in a public place to the civic organization.

Next, I address the economic problems of the festivals, which became popular as benefactions, replacing buildings during the second century. While financial control of buildings was lax, that for festivals in the second century was relatively sound. For instance, in the reign of Hadrian, C. Iulius Demosthenes of Oenoanda established a foundation for a new musical festival that was based on lending money with interest. As long as the system was maintained, funds for the festival could be collected sustainably.

Festivals also yielded economic benefit for the cities. Usually, a market was held at the time of a festival of a *polis*. In other words, the occasions for festivals attracted not only spectators or worshipers, but also merchants or traders to the city. Given this fact and the above consideration about public buildings, the civic income would increase by the amount of the fees that the merchants paid for a place to do business in a public building during the festival. Consequently, establishing and holding a festival caused the economic revitalization of the whole city, including a rise of revenue from the use of pre-existing public buildings.

Behind the switch from buildings to festivals as popular benefactions during the second century, we can assume with certainty that the cities became able to attract more people including merchants and traders to their own festivals because in the early second century Hadrian fixed the general flow of people by regulating the schedule of festivals in the Greek world.

I have drawn the following conclusions. Contrary to the understanding of previous researchers that buildings and festivals were dichotomous from the perspective of influential benefactors, if we see the matter of benefaction from the viewpoint of cultural capital, which cities stored and managed sustainably, we can see that through a combination of buildings and festivals,



economic value grew, and in consequence, this brought economic profit to the cities. Moreover, with the increase of the economic value of this cultural capital, the value of cultural capital related to the civic pride and distinction would complementarily rise.

Key Words; Greek city, Asia Minor, cultural capital, public building, festival